

## 第14回山梨県屋外広告物審議会 議事録

1 日 時 平成22年2月18日(木)

2 場 所 ホテル談露館 1階 アンバー

3 出席者(敬称略)

(委員) 箕浦一哉、若狭美穂子、菅沼研一、齋藤雅代、三好規正、鈴木郁子、佐藤進、渡辺安徳、  
原田重子

(事務局) 美しい県土づくり推進室長、室員(3名)

4 会議次第

○委嘱状の交付

○ 第14回山梨県屋外広告物審議会

- 1) 美しい県土づくり推進室長挨拶
- 2) 事務局員の紹介
- 3) 屋外広告物審議会について(資料1)
- 4) 委員自己紹介
- 5) 会長の選出
- 6) 会長挨拶
- 7) 審議会の公開・非公開について(資料2)
- 8) 議事

報告案件

- ・新山梨環状道路南部区間の禁止地域に隣接した大規模商業集積区域について(資料3)
- ・禁止地域内における道標・案内図について(資料4)
- ・富士川町設置に伴う許可地域の変更について(資料5)
- ・その他(資料6)

5 審議会概要

○屋外広告物審議会について

(事務局が資料1に基づいて説明)

○会長の選出

箕浦委員が選出された。

○会長代理の指名

三好委員が指名された。

○審議会の公開・非公開について  
(事務局が資料2に基づいて説明)

○議事録署名委員の指名  
齋藤委員、渡辺委員が指名された。

○議事

【報告案件】

・新山梨環状道路南部区間の禁止地域に隣接した大規模商業集積区域について(資料3)  
(議長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料3に基づいて説明)

(委員)

禁止地域になる前はどんな地域だったのですか？

(事務局)

第2種許可地域です。

(議長)

第2種許可地域の場合は、広告物についてはどんな手続きになりますか？

(事務局)

基本的に禁止地域ではなく許可地域ですので、広告物の表示面積が10㎡を超えるものであっても許可を受ければ広告物を設置できる地域でした。建植看板であれば表示面積50㎡以内であれば許可を受けて設置することが可能でした。

(議長)

より厳しい基準で指導していくということですね。

(議長)

他に何かご意見はありますか？

(委員)

指導基準にある対象者のうちの管理者とは、設置業者か表示している表示者か？

(事務局)

管理者は、設置業者と表示者の場合がありますので、どちらも考えられます。

(委員)

分かりました。

もう1点ですが、指導基準にある対象広告物の説明で環状道路から展望できる広告物とあるが、「展望できる」の判断基準はどう考えていますか？道路に遮音板が設置されている場合などはどう考えればいいのでしょうか？

(事務局)

基本的には普通乗用車で通行していて見える広告物が対象です。

(議長)

遮音板等で見えなければ対象ではないということですね？

(事務局)

はい。見えなければ対象となりません。

(議長)

もう指導を始めているのですね。

(事務局)

順次、指導しています。

(議長)

禁止地域ではないのに、指導されることに対して、設置者等の反応はどうですか？

(事務局)

すぐには対応できないが、できる限り協力したいという方が多いです。

(議長)

分かりました。

(議長)

他に意見はありますか？

(委員)

広告物は許可を受けて設置するとのことですが、何年かに1回の書き換えとかの制度はあるのですか？

(事務局)

あります。

最初に広告物を設置する10日前までに設置許可を受けていただき、その後、広告物によって許可期間が決まっているので、更新許可をしていただきます。許可期間の違いは、建築基準法に基づく建築確認申請済みを受けているかどうかです。受けていれば堅牢な広告物として2年の許可期間となります。それ以外は1年です。なお、アドバルーン等の布等でできている広告物は60日の許可期間となっています。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

他にありますか？

ないのであれば、次の報告案件に移ります。

事務局で説明をお願いします。

- ・禁止地域内における道標・案内図について（資料4）

(事務局)

（資料4に基づいて説明）

(議長)

何か質問等がありますか？

(議長)

許可を申請する先は県ですか？

(事務局)

県では屋外広告物の事務処理を8市町村に権限を移譲していますので、その市町村管内は市町村、他は建設事務所になります。なお、移譲している市町村とも調整会議を開いて、条例の運用等について統一を図っています。

(議長)

つまり、「誘導のためにやむを得ないと認められる場所」を判断するのは市町村や建設事務所になると言うことですね。

(事務局)

はい。基本的な考えに基づいて、それぞれで判断します。

しかし、判断に困るような事例が出てきた場合には、調整会議等で検討して判断することになります。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

私の住んでいる地域で、交差点に「この先何m先にお店があります。」との内容の案内看板があります。これは個人的な看板だと思います。交差点にあるので、運転席から見た時にそれが死角となって支障があります。この位置を変えてもらいたいとかは、甲斐市に言ったほうがいいのでしょうか？

(事務局)

甲斐市はほとんどが許可地域なので、禁止地域ほど厳しくないです。車の安全上支障があるとのことですが、そこまで詳細な基準はありません。地域でそのような話が出ているのであれば、甲斐市に話をしてもらったほうがいいと思います。

(委員)

分かりました。甲斐市に連絡してみます。

(事務局)

甲斐市に伝えれば、設置者に伝えてくれると思います。ただし、すぐに改善されるかは分かりません。

(委員)

甲斐市より設置者に直接伝えたほうがいいでしょうか？

(事務局)

もしかすると甲斐市からそのようにアドバイスがあるかもしれません。

(議長)

他にありますか？

では、次の報告案件の説明をお願いします。

- ・富士川町設置に伴う許可地域の変更について（資料5）

(事務局)

(資料5に基づいて説明)

(議長)

何かご意見はありますか？

ないようなので、次の案件に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

・その他(資料6)

(事務局)

(資料6に基づいて説明)

(議長)

何かご意見はありますか？

(委員)

資料6の4の簡易除却実施状況ですが、平成17年度が6,275枚、平成20年度が1,798枚と減少傾向が見られるが、これは改善傾向にあるからでしょうか？

もう1点は、5の説明の実態調査の調査と指導状況です。違反広告物の減少傾向が見られますが、指導件数と是正件数の割合をみると、是正されている割合が少しずつ低くなっています。その原因は何が考えられますか？

(事務局)

まず、簡易除却実施状況ですが、管内を巡回して簡易除却活動を実施していますので、業者が張り紙等を設置してもすぐに除却するようにしています。この活動の効果で、除却枚数が減っていると思われます。

次に実態調査についてです。違反広告物はおおまかに分けると2種類の違反広告物がありまして、1つ目は大きさ等が基準に合わない違反広告物、2つ目は大きさ等の基準には合っているけれども設置許可申請をしていない違反広告物の2種類に分けられます。指導する中で、2つ目の許可申請をしていない違反広告物はすぐに是正されますが、1つ目の大きさが基準に合わない違反広告物は大きさを小さくするのもお金がかかりますので是正が難しいです。ですので、最初は是正される件数が多かったのですが、徐々に是正件数が少なくなっています。

(委員)

時間がかかるということですね。大きさが合わないものは、特に難しいということですね。

(事務局)

先ほどの簡易除却活動の実施状況の補足ですが、平成15年くらいまでは捨て看板や立て看板が全盛期だったので、年間約2万枚の除却枚数がありました。出先事務所の非常勤職員が除却活動をしており、当時は半日で除却した広告物で軽トラックの荷台が一杯になるほど捨て看板が全盛でした。もちろん先ほど説明したとおり除却活動の効果もありますが、広告するメディアが捨て看板等からインターネットやテレビ、ラジオ等に移ったことも原因ではないかと思います。

(議長)

ありがとうございました。

他に何かありますか？

(委員)

余談になりますが、ある結婚式場で結婚式が終わる度に花火を上げています。それが耳障りなの

です。最初の頃は珍しくて良かったのですが、結婚式がある度に上がっています。これは屋外広告物になるのでしょうか？

(事務局)

資料1のA3の用紙を見ていただきたいのですが、屋外広告物は4つの要件を満たすものとなりますので、花火は屋外広告物にはなりません。

(議長)

よろしいでしょうか。この法律、条例の対象ではないということですね。

(議長)

他にありますか？

私から質問ですが、先ほど違反広告物の実態調査について質問がされましたが、違反のうち指導がその一部になっている理由を教えてください。指導できないのか、それとも指導していないのか？

また、前回の審議会でも違反広告物に貼るシールが話題になったことを記憶しているのですが、見たことがありません。それは使われているのでしょうか？

(事務局)

違反件数のうち指導件数がある一部になっている理由ですが、店舗の敷地に設置されている違反広告物はその店舗に行けば指導することができますが、野立てや道標などの店舗以外の畑等に設置されている違反広告物はすぐに指導することが難しいです。違反広告物を指導する際は広告物に表示されている店舗等に連絡をするのですが、古い看板だとその店舗がすでになくなっていることもよくあります。そういう場合はその違反広告物の所有者を見つけるのに時間がかかり、指導までに時間がかかることが多いです。所有者が判明すれば指導していきます。

次に違反広告物のシールについてです。シールは作成済みですが、実際にシールを貼った事例はありません。現在はシールを貼る前段階の実態調査活動等をしているところです。口頭指導、文書指導など段階的に指導していかなければシールを貼ることができません。

(議長)

分かりました。

以上でご意見等はありませんか？

ないようですので、報告案件については終了します。

(議長)

その他、広告物行政全般に関してご意見ご質問等がありますか？

では、私から質問させていただきます。

屋外広告物行政はルールを定め、そのルールを守ってもらうというものですが、景観行政から屋外広告物を見ると、例えば地域によっては広告物の色を統一していくなど、地域の景観を良くするためには屋外広告物をどのようにしていくのかを考える必要があると思います。許可や届出の制度があるので、その機会を利用してより良い景観づくりにつなげるという考えもあると思いますが、いかがですか？

(事務局)

それぞれの自治体において個性ある地域に合った景観行政に取り組むため、現在、景観法に基づいた景観計画の策定を県内8市町村で進めています。景観計画には建築物の規制、届出制度と屋外広告物の規制等の取り組みも取り入れることができます。しかし、一度に景観計画のメニューを増

やすと住民も混乱しますので、まずは建築物の届出制度を活用し、屋外広告物については当分の間県の屋外広告物条例を運用し、将来的な取り組みとして市町村の個性に合わせた規制等をしていくことになると思います。まだ具体的に検討している市町村はありませんが、独自規制を検討したいという市町村も出てきていますので、1，2年の間には独自の条例を策定する市町村が出てくるかもしれません。

(議長)

ありがとうございました。具体的な事例はないけれど、進みつつある状況ですね。狭い地域でも屋外広告物を独自に規制や統一ルールを定めることによって、その地域の景観的魅力が増した事例が出てくれば非常にいいと思うので、そんな事例が出てくることを期待します。

他にありますか？

(委員)

ガイドラインのパフレットに地域別の景観形成方針がありますが、この方針は景観法とは別ですか？景観法との関連はあるのですか？

(事務局)

景観法に関連して、県の景観特性を広域的に示す必要がありました。今までは県で景観条例を策定・運用してきましたが、景観法は市町村が主体となることとされています。その中で、市町村をまたいだ広域的な景観特性はどうかを大まかに示す必要がありました。例えば、富士北麓地域ではどうか、中北地域ではどうかという共通の認識をガイドラインで示しました。市町村が景観計画を策定するにあたりマニュアル的な意味も含まれています。

(委員)

これを参考にして市町村が景観計画を策定するということですね。

(事務局)

そうです。景観行政は市町村が主体となりますので、県としてはこのガイドライン策定のように側面的な支援をしていくことにしています。

(議長)

他に質問等がありますか？

ないようですので、以上で終了したいと思います。

今回は報告案件だけでしたが、様々ご質疑等があったので意味がある会だったと思います。事務局には参考にしていただき、適切な屋外広告物行政を進めていただきたいと思います。

以上で、議事は全て終了とさせていただきます。

(事務局)

それでは、長時間に渡りありがとうございました。

以上で、第14回屋外広告物審議会を終了いたします。